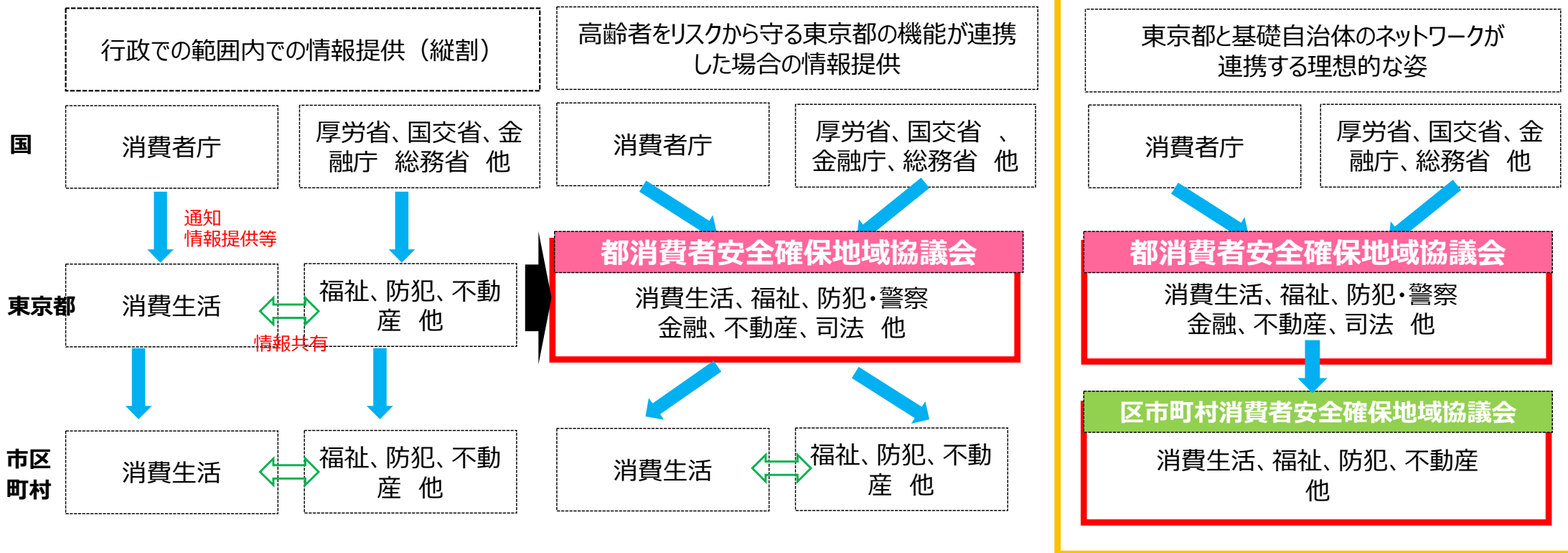


高齢者を取り巻くリスクへの対応（目指す姿）

現状

目指す姿

理想



（消費者安全確保地域協議会）

消費者安全法第11条の3 国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの（以下この条において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。